

法曹養成制度改革推進会議の開催について

平成25年9月17日
閣 議 決 定

- 1 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。
議 長 内閣官房長官
副議長 法務大臣及び文部科学大臣
議 員 総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣
- 3 法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。
- 4 推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 この閣議決定は、平成27年7月15日限り、その効力を失う。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法曹養成制度改革顧問会議について

〔平成25年9月17日
法曹養成制度改革推進会議議長決定〕

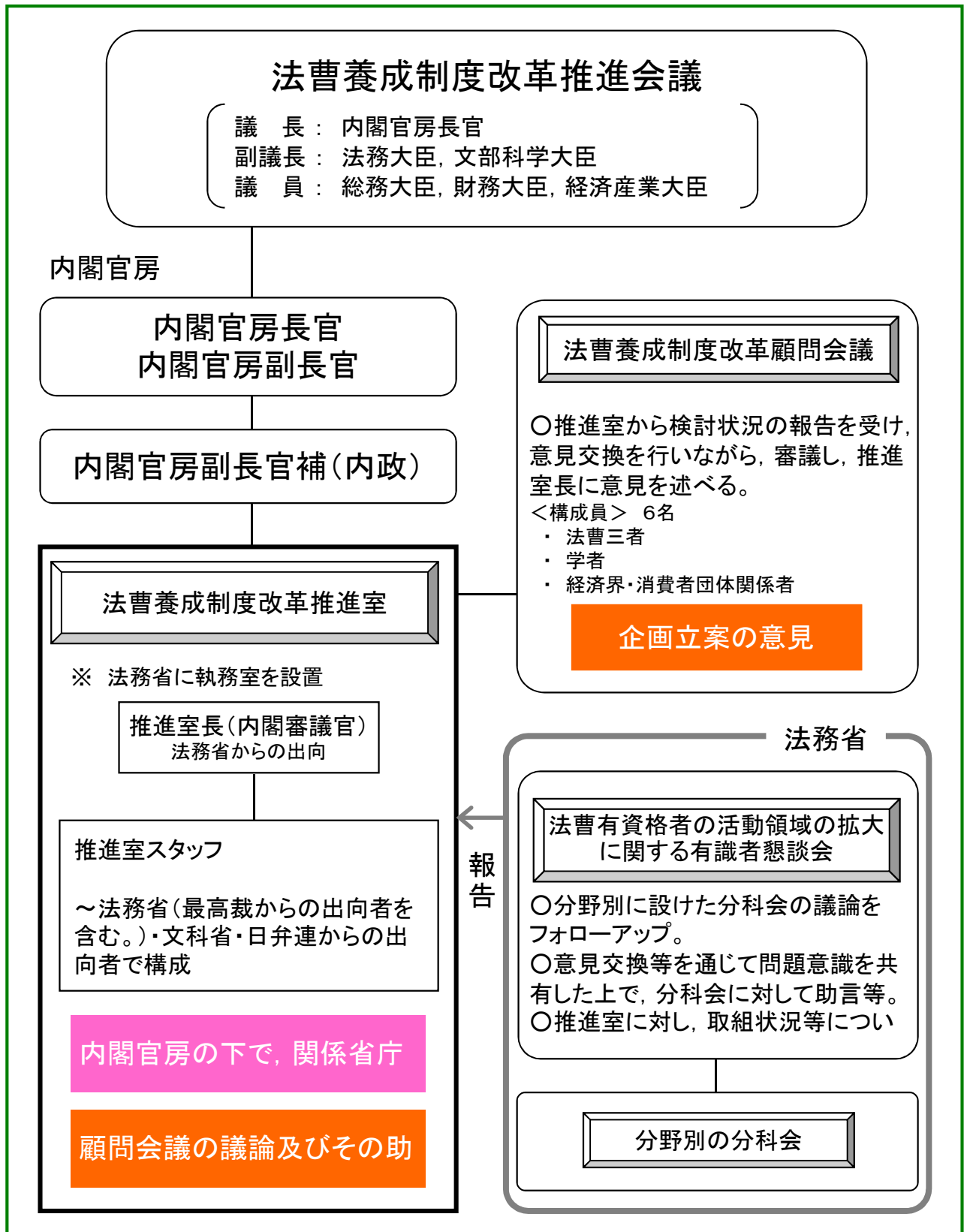
「法曹養成制度改革推進会議の開催について」（平成25年9月17日閣議決定）第3項及び第6項に基づき、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）の運営に関して以下のように定める。

1 顧問会議の構成員は、次のとおりとする。

顧問（座長）	納谷 廣美	大学基準協会会長・前明治大学学長
顧問	阿部 泰久	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
	有田 知徳	弁護士・元福岡高等検察庁検事長
	宮崎 誠	弁護士・元日本弁護士会連合会会長
	山根 香織	主婦連合会会長
	吉戒 修一	弁護士・前東京高等裁判所長官

2 顧問会議の庶務は、内閣官房において処理する。

法曹養成制度改革の検討体制



法曹養成制度改革顧問会議 検討予定(案)

平成25年12月9日現在

	開催日時	議 題
第1回	平成25年 9月24日(火) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法曹養成制度全般をめぐる経緯と現状について ○ 平成25年司法試験結果について(報告) ○ 会議の進め方について ○ 司法修習について(報告)
第2回	10月10日(木) 15:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 司法試験について① ○ 司法修習について①
第3回	11月12日(火) 9:45～12:30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 司法試験について② ○ 法科大学院について① ○ 司法修習について② ○ 法曹有資格者の活動領域について① ○ 法曹人口について①
第4回	12月9日(月) 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法科大学院について② ○ 司法修習について③ ○ 法曹人口について②
第5回	12月17日(火) 14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法曹有資格者の活動領域について② ○ 法曹養成制度全般について ○ 今後の予定について
第6回 以降	未 定	

法曹養成制度改革の推進について〈概要〉

平成25年7月16日

項目	担当	事項	期限	
法曹有資格者の活動領域の在り方	第2 法務省/ 閣僚会議	閣僚会議の下に各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。		
今後の法曹人口の在り方	第3 閣僚会議	あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討するため法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を公表	2年以内	
法曹養成課程における経済的支援	第4 1 (最高裁)	可能な限り、第67期司法修習生から、移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和の実施を期待	速やかに	
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策を検討・結論  実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内	
	第4 2 (1) 閣僚会議	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策を検討・結論 	[結論] 1年以内	
	法務省/ (最高裁)	実施/ (実施を期待)	[実施] 2年以内	
	閣僚会議	文科省等による施策の進展状況等を見つ、法的措置の具体的な制度の在り方について検討・結論	2年以内	
	法科大学院	(2) 文科省	法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援を検討・結論  実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、「共通到達度確認試験(仮称)」の導入について、基本設計・実施を検討	2年以内	
	(3) 閣僚会議	文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、制度設計・実施の検討	2年以内	
			文科省:その後実施準備→ (5年以内に試行開始目標)	
		(4) 文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入の検討・実施準備	1年以内
司法試験	第4 3 (1) 法務省	受験回数制限の緩和(5年以内5回まで)及び短答式試験科目限定(憲法・民法・刑法)について、司法試験法の改正案の立案作業、国会提出	1年以内	
	(2) 閣僚会議	論文式の試験科目の削減について検討し、結論を得る。	2年以内	
	(3) 閣僚会議	予備試験の在り方を検討し、結論を得る。	2年以内	
	(4) (法務省司法試験委員会)	司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について、検討体制を整備することを期待	2年以内	
司法修習	第4 4 (最高裁)	司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことを期待	2年以内	
	閣僚会議	上記最高裁の検討状況等を踏まえつつ、司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方について検討	2年以内	

法曹養成制度の在り方